

# 景観法に基づく届出の状況について

---

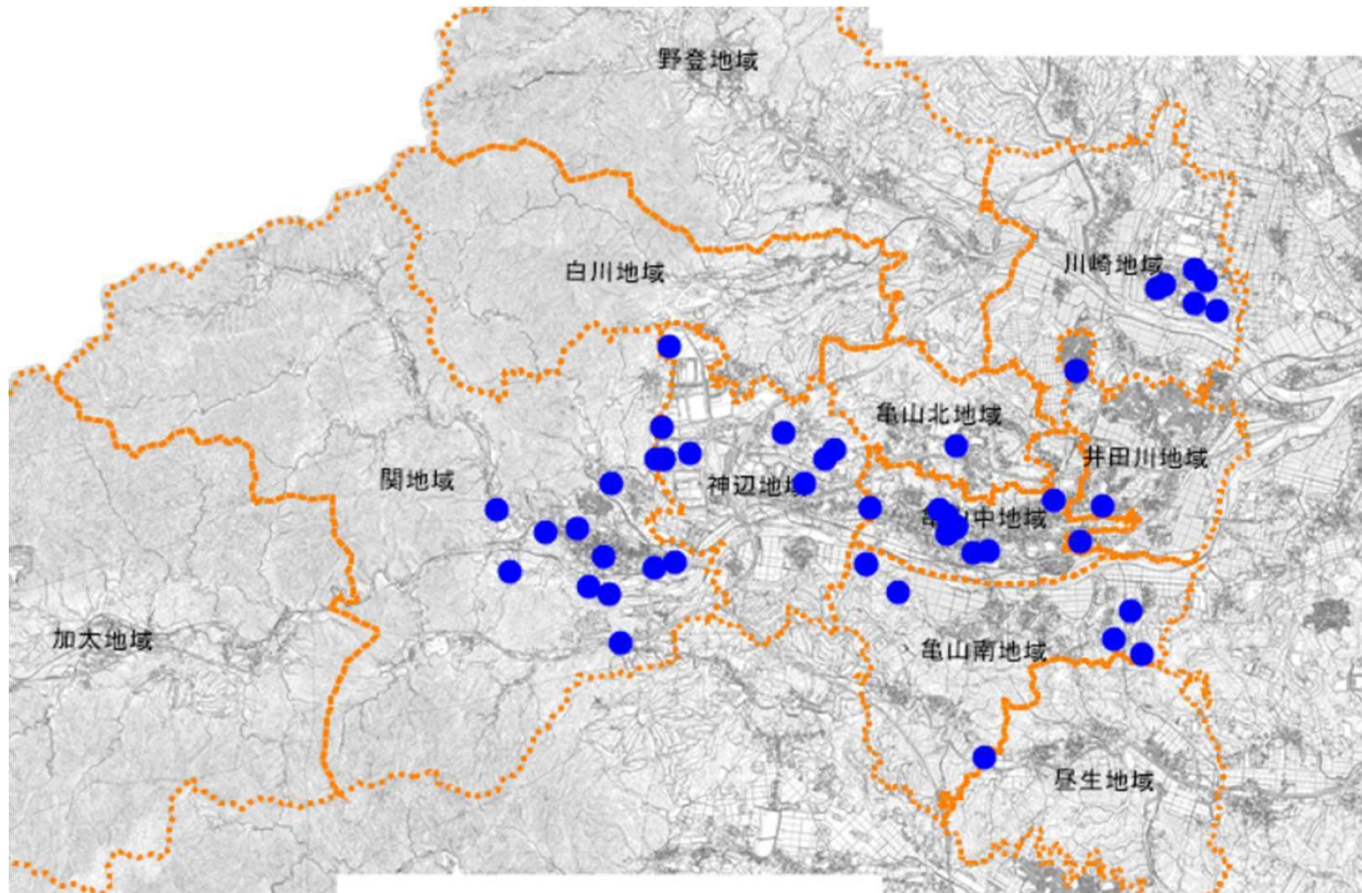
第18回景観審議会

令和8年1月8日(木)



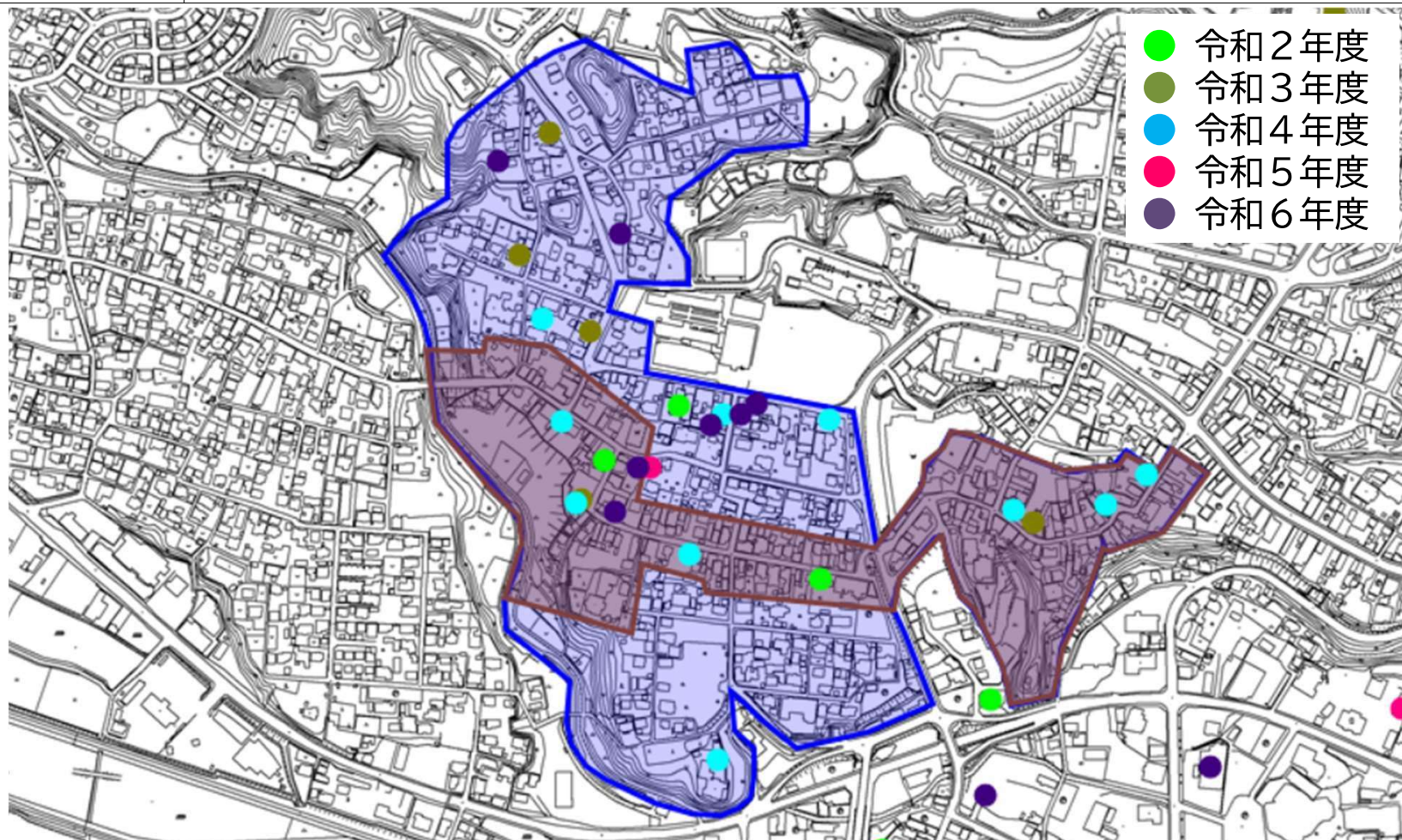
## 令和6年度 届出行為別の件数及び届出箇所図

行為別集計	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①建築物の新築・色彩の変更等	2	6	14	9	16	25	13	31	23	28	11	24	35	19	30
②工作物の新設・色彩の変更等	3	13	8	5	4	3	7	7	2	1	26	20	11	4	12
③開発行為	1	4	3	3	7	6	9	2	9	6	2	5	9	4	8
④土地の形質の変更	2	0	1	1	1	4	4	4	0	0	2	1	3	4	7
⑤屋外における物件の堆積	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	8	23	26	18	28	39	33	44	34	35	41	50	58	31	57



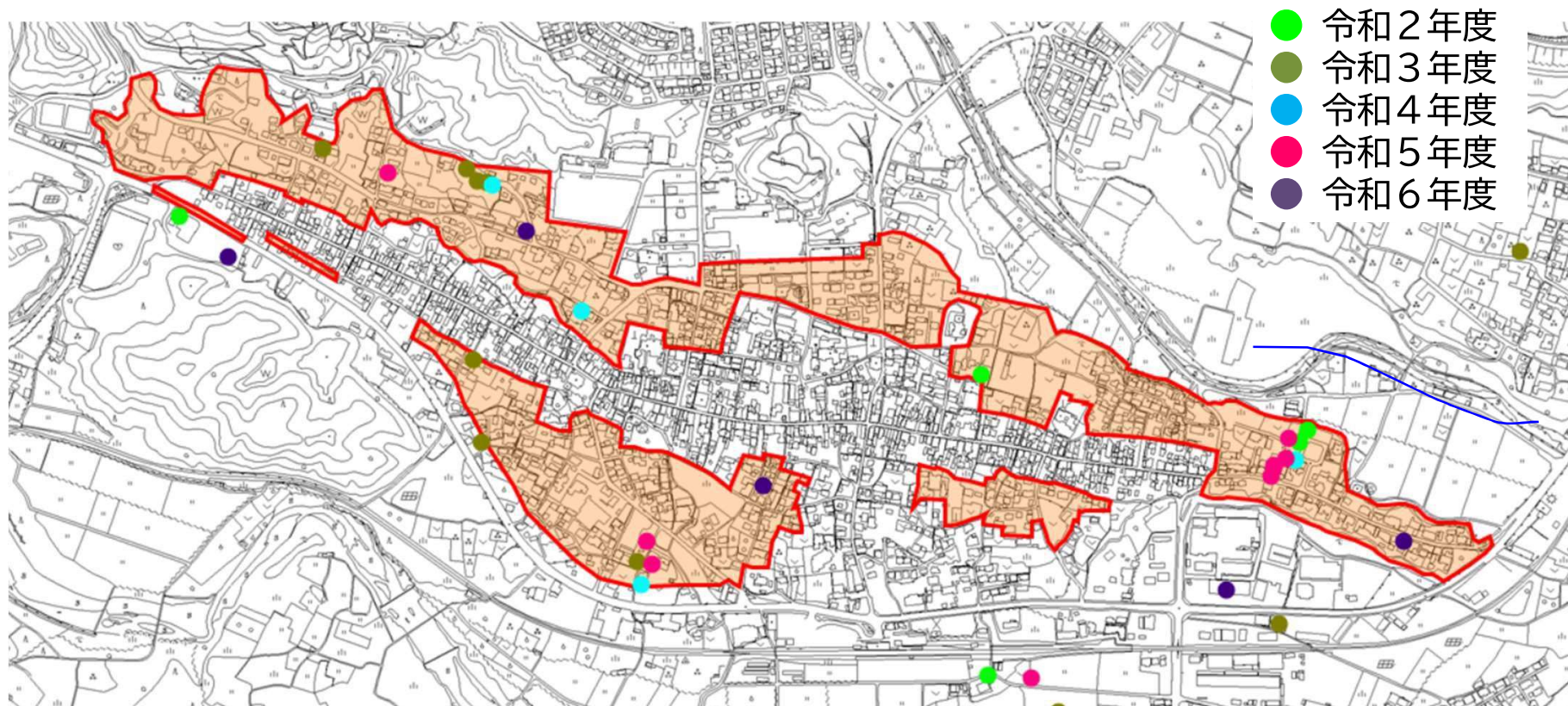
## 亀山城下町景観形成推進地区内の近年の届出箇所図

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
届出件数	3 (建築物 住居系)	5 (建築物 住居系・商業系)	10 (建築物 住居系・商業系)	1 (建築物 住居系)	7 (建築物 住居系・商業系) (工作物 携帯電話基地局)
R2-R6平均	5.2件/年				



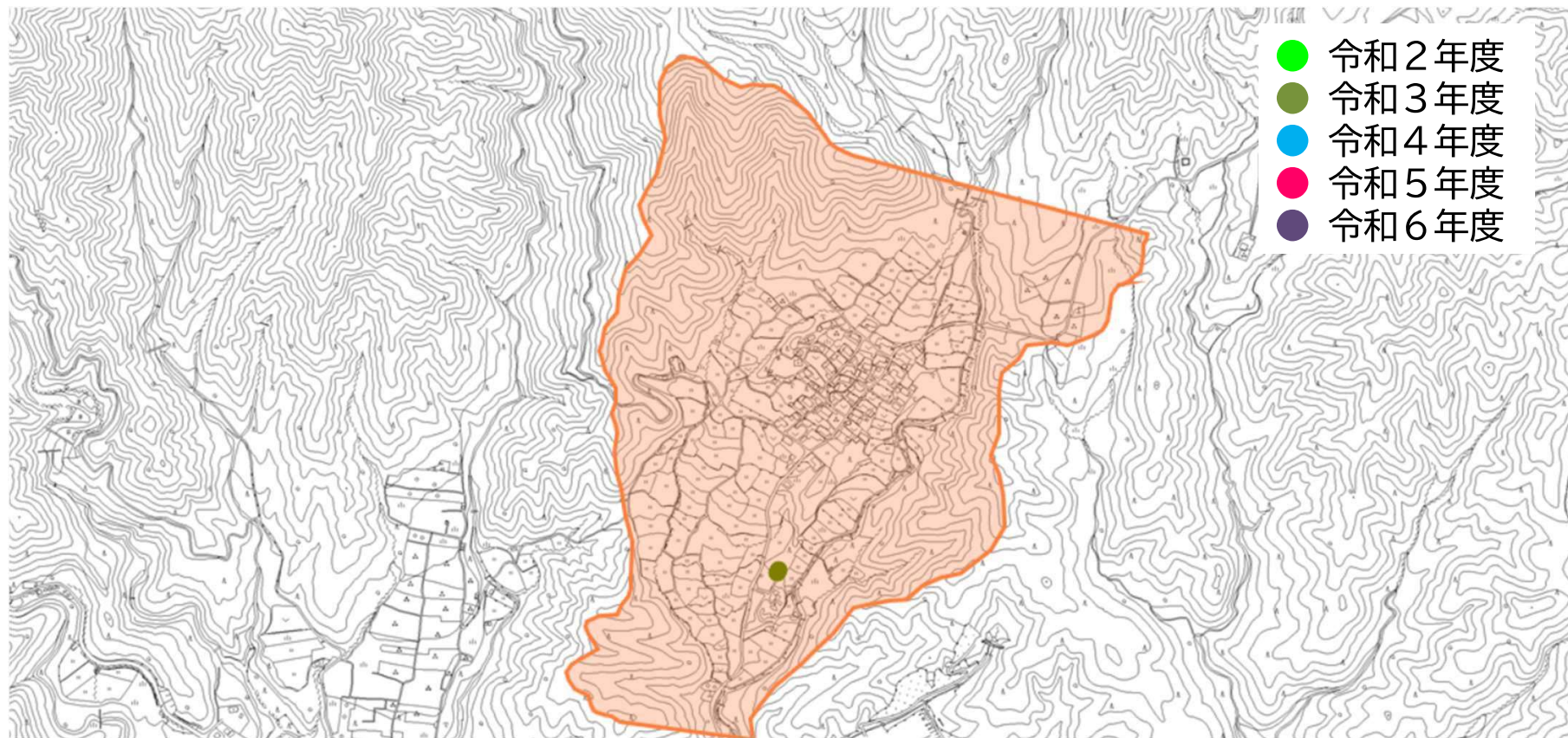
## 関宿周辺景観形成推進地区内の近年の届出箇所図

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
届出件数	3 (建築物 住居系)	5 (建築物 住居系・商業系)	10 (建築物 住居系・商業系)	1 (建築物 住居系)	3 (建築物 住居系)
R2-R6平均	4.4件/年				



## 坂本棚田景観形成推進地区内の近年の届出箇所図

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
届出件数	0	2 (建築物 住居系)	0	0	0
R2-R6平均	0.4件/年				



## 景観形成推進地区内における届出、空き家及び滅失家屋の傾向について

## 1. 亀山城下町景観形成推進地区

亀山城下町景観形成推進地区においては、令和6年度住居系の届出が5件あり、年に数件新築があるものの、滅失家屋に対する更地と建替の比率は約50%となっており、更地化も進んでいる。

区分		件数
届出（令和6年度）	住居系	5件
空き家	特定空家	1軒
	管理不全空家	0軒
	空き家	20軒
滅失家屋（確認済件数）	更地	18箇所
	建替	19箇所

## 2. 関宿周辺景観形成推進地区

関宿周辺景観形成推進地区においても同様に、令和6年度住居系の届出が3件あるが、滅失家屋に対する更地化と建替の比率は約50%となっており、更地化も進んでいる。また、空き家は45軒と非常に多い傾向にある。

区分		件数
届出（令和6年度）	住居系	3件
空き家	特定空家	0軒
	管理不全空家	1軒
	空き家	45軒
滅失家屋（確認済件数）	更地	12箇所
	建替	13箇所

## 3. 坂本棚田景観形成推進地区

坂本棚田景観形成推進地においては、空き家は4軒と少ない印象を受けるものの、その内2軒が管理不全空家であり、近年住居系の届出が0件である現状を踏まえると、今後世代交代が進むにつれ、空き家の増加や更地化が増えると考えられる。

区分		件数
届出（令和6年度）	住居系	0件
空き家	特定空家	0軒
	管理不全空家	2軒
	空き家	4軒
滅失家屋（確認済件数）	更地	3箇所
	建替	0箇所

## 4. 総括

3地区を通じて建替が行われた家屋については、前面に駐車場を設けた家屋が多く、町屋としての連続性は失われつつあるが、屋根の形状や外壁等の色彩制限により、落ち着いた街並みを維持している。また、今後更地化が進むと、景観の維持は今以上に難しくなることが懸念されることから、現存する伝統的な建物物においては、景観重要建造物の指定を進めるとともに、空き家対策事業との連携について検討を進める。

## 野村集落(東海道沿道)の歴史的景観の保全・創出に向けた取り組みについて

---



第18回景観審議会  
令和8年1月8日(木)



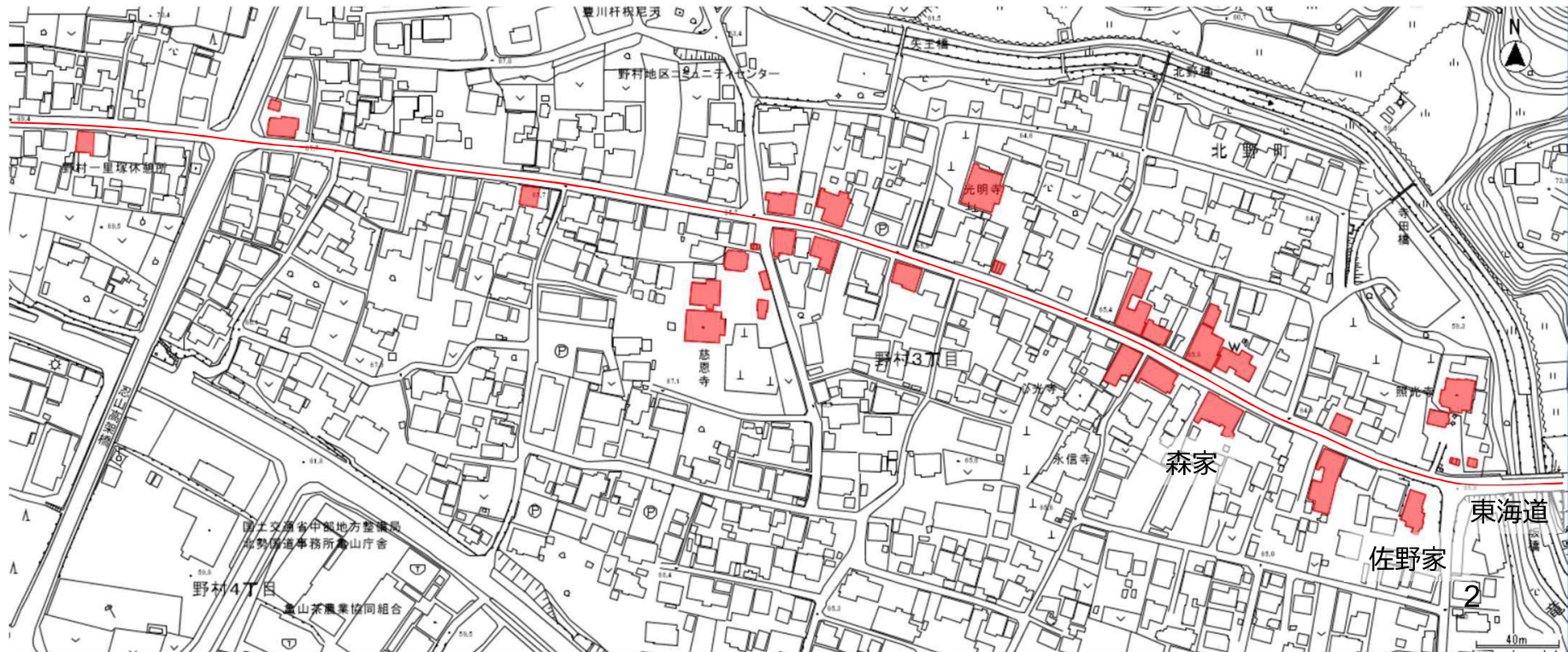
# 野村集落(東海道沿道)の歴史的景観の保全・創出に向けた取り組みについて

## 野村集落(東海道沿道)の歴史的景観

- ・野村集落は、亀山宿と関宿との間に位置し、歌川広重の浮世絵『保永堂版亀山雪晴』では、亀山城京口門前の風景が描かれるなど、長い歴史に彩られた地域です。
- ・現在においても、東海道に面して多くの伝統的な建造物が残っており、東海道沿道の野村区間は、宿場区間を除く東海道沿道の中でも、特に歴史的趣きが残る区間となっています。

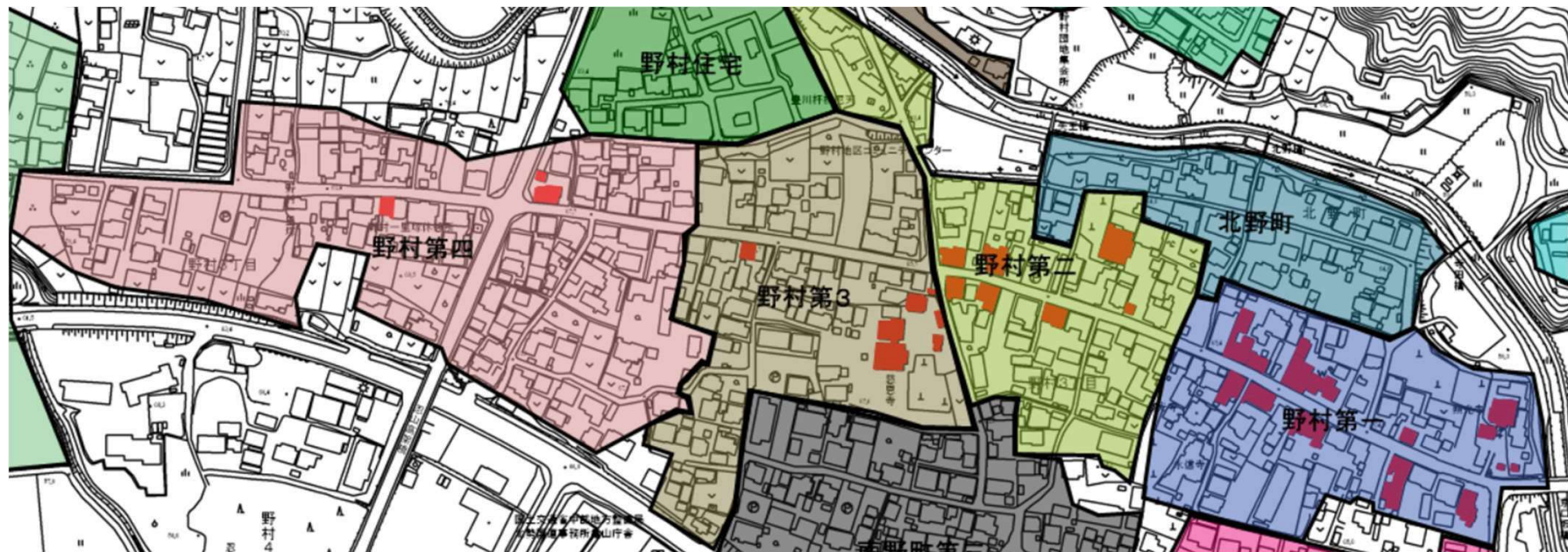
## 歴史的趣きを感じられる野村集落(東海道沿道)の景観の保全・創出に向けたヒアリングを実施

東海道に面する建造物のうち、伝統的な形態・意匠等が残されている建造物



## 野村集落の街並みに関する意識調査

- ▶ 野村地区まちづくり協議会へのヒアリング 令和7年7月30日（水）  
野村地区まちづくり協議会 会長  
副会長兼野村第四自治会長
- ▶ 東海道沿道の自治会長へのヒアリング 令和7年8月8日（金）  
野村第一自治会長  
野村第二自治会長  
野村第三自治会長



## 野村地区まちづくり協議会 会長及び副会長兼野村第四自治会長へのヒアリング概要

---

□現状として、改修した家は、ほとんどが近代的な家に建て替わっている。今後新築、改築する人にとって道路沿いに駐車場が必要となるので、壁面を揃える、建具を格子にするといった規制は難しいのではないか。

□野村集落の街並みが好きで、現地の家屋を買って移住する人、商売をしている人もおり、街並みを保存していきたいという希望を持っている人もいると思うが、地域全体の機運は高まっていない。

□市の補助体制を整え、まずは現存する歴史的な建物1棟1棟にお願いし、賛同を得た家から保存を図っていくべきではないか。

□東海道の散策者はたくさんいるので、佐野家のように市が買い取って管理し、公開活用する方が良いのではないか。

□歴史的趣が残る野村一里塚、慈恩寺、森家住宅、佐野家住宅に加えて、現在残っている家屋を1棟ずつ保存していくことで、ある程度野村集落の街並みの趣が残せるのではないか。

## 東海道沿道自治会長へのヒアリング概要

---

□歴史的な建物に住んでいるが、リフォームや獣害対策等維持管理にお金がかかる。両親の意向や、愛着があってこうした家屋を残しているが、次世代に多額の費用を要してまで保存してほしいと言えない。

□耐震面への不安がある。古い家の耐震補強工事は市補助のみでは不足、野村第一自治会では40%が耐震補強していない。

□野村第二自治会では高齢化が進んでいる。裏道が未整備で、駐車場の確保に苦慮するため、若い人は新興団地に家を建てる人が多い。幸いにもこれまで売却された家は空き家にならず、地域を維持できているが、今後も空き家は増えてほしくない。

□建て替えの際、規制が住民の負担になってはいけない。住民が負担なく、住みやすい都市計画の検討をお願いしたい。

□野村集落で面的な規制をするのではなく、伝統的な意匠が残っているお寺や家屋にポイントを絞って、市が補助金交付等の支援をして、保存していったらどうかと思う。

## 景観重要建造物の指定に向けて

---

第18回景観審議会

令和8年1月8日(木)



## 令和7年度における景観重要建造物の指定に向けて

### 【亀山市景観計画における景観重要建造物の指定基準】

次のいずれかに該当し、道路や公園等の公共空間から容易に見ることができる建造物のうち、所有者等の同意を得たもの

- ① 県・市指定有形文化財建造物・国登録有形文化財建造物等に指定等されている建造物
- ② 歴史的風致形成建造物に指定されている建造物
- ③ 地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く表れている建造物
- ④ 景観上優れた特徴を有し、地域のシンボルとなっている建造物
- ⑤ 市民に親しまれ、地域の良好な景観形成の模範となる建造物

(参考) 景観重要建造物 (6件)

旧亀山城多門櫓 (H25) 加藤家長屋門、土蔵、主屋 (R4) 旧館家住宅 (R4) 旧三谷家住宅離れ、表門及び塀、土蔵 (R4) 旧田中家住宅土蔵、文庫蔵 (R4) 森家住宅主屋 (R6)

### 【景観重要建造物（指定候補）の抽出・資料収集】

市内の指定有形文化財建造物・登録有形文化財建造物・歴史的風致形成建造物及びその指定候補建造物や、地域のシンボルとなっている特徴的な建造物のうち、市が所有者でかつ城下町や街道沿いに立地しており、景観重要建造物の指定の検討が可能と認められるものを抽出 (右表) ・資料収集

### 【景観重要建造物（指定候補）の現地確認】

各景観重要建造物 (指定候補) が、地域の個性ある景観づくりの核となる、景観上重要な建造物に該当するかについて、現地確認を実施 (10月30日)

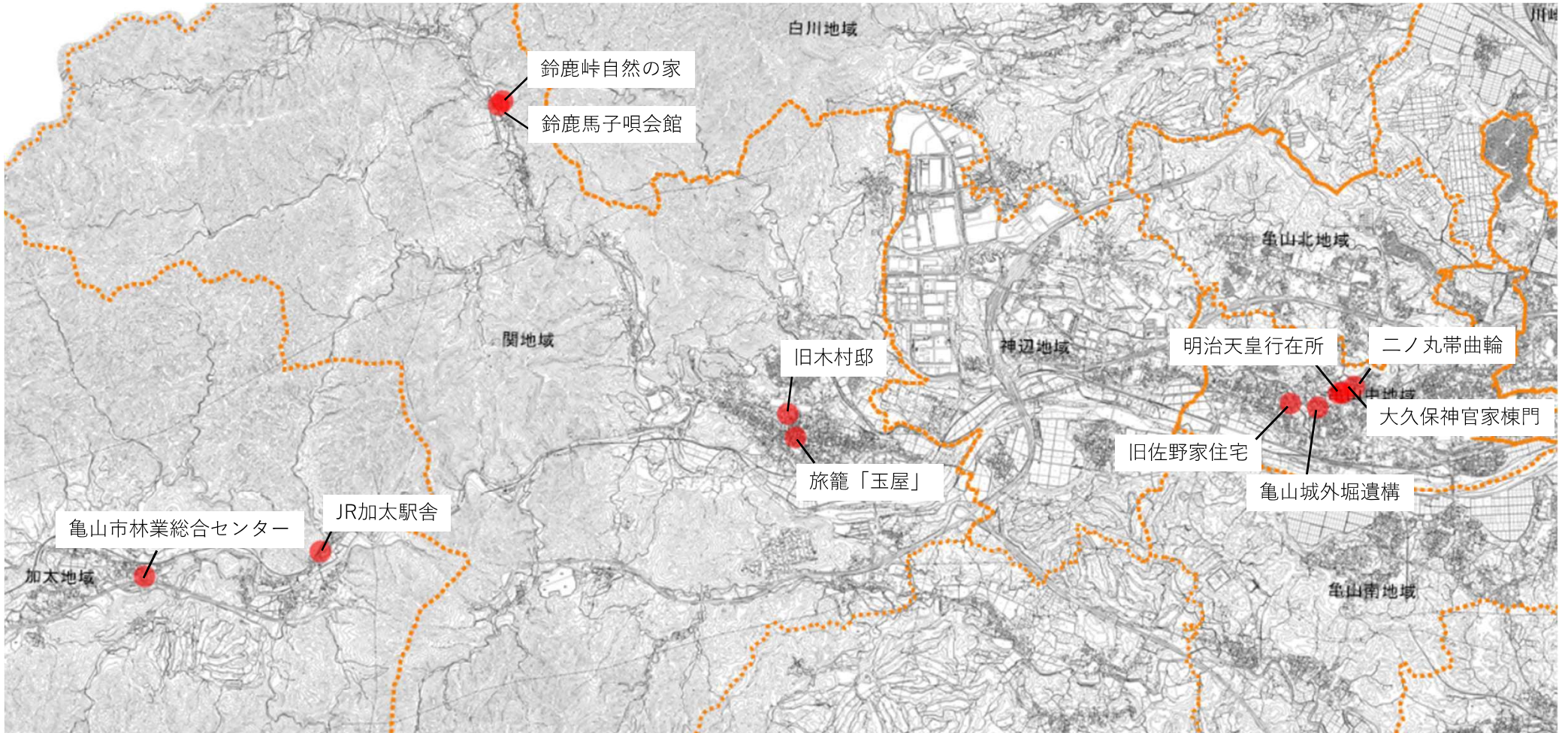
### 【景観重要建造物の指定】

各建造物の所有者 (管理者) の同意を得た後、亀山市景観審議会の意見を聴いたうえで、景観重要建造物として指定

※国宝・重要文化財等を除く

	名称	種別	推進地区等	所有者等
1	二ノ丸帯曲輪	歴史的風致形成建造物		亀山市
2	亀山城外堀遺構	歴史的風致形成建造物	推進地区	亀山市
3	旧佐野家住宅	歴史的風致形成建造物		亀山市
4	旅籠「玉屋」	市有形文化財	伝建地区	亀山市
5	旧木村邸	歴史的風致形成建造物		亀山市
6	鈴鹿馬子倶会館			亀山市
7	鈴鹿峠自然の家	登録有形文化財 歴史的風致形成建造物		亀山市
8	JR加太駅舎			亀山市
9	亀山市林業総合センター			亀山市
10	明治天皇行在所	市有形文化財 歴史的風致形成建造物 (候補)		亀山市
11	大久保神官家棟門	市有形文化財 歴史的風致形成建造物		亀山市

# 令和7年度における景観重要建造物候補 位置図



## ① 二ノ丸帯曲輪土塀 【指定基準②（歴史的風致形成建造物に指定されている建造物）】

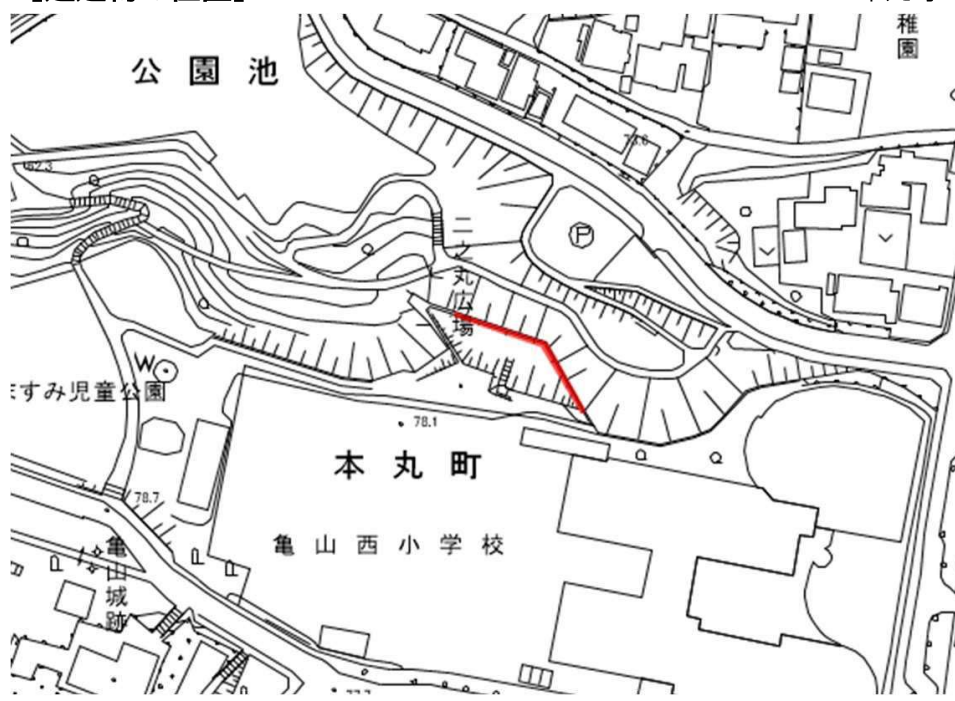
### 【建造物の概要】

歴史的風致形成建造物

亀山城主の屋敷がある二之丸の守りを固めるために造られた帯曲輪を囲む土塀であり、平成17年度（2005）に発掘調査結果に基づいて復元されたものである。復元された帯曲輪は、上面で東西45m、南北15mあり、土塀で囲まれた空間を形成する。南には亀山西小学校が建ち、校舎の建つ面から最も低い公園池に面する部分とは10m程度の高低差がある。

この二之丸曲輪は、主に二之丸北側と本丸二之丸間に入り込む谷の口を押さえることを意図した防御空間であり、二之丸より低位に設けることで上下2段からの銃撃を可能としたものである。

### 【建造物の位置】



### 【建造物の外観】



## ② 亀山城外堀遺構 【指定基準②（歴史的風致形成建造物に指定されている建造物）】

### 【建造物の概要】

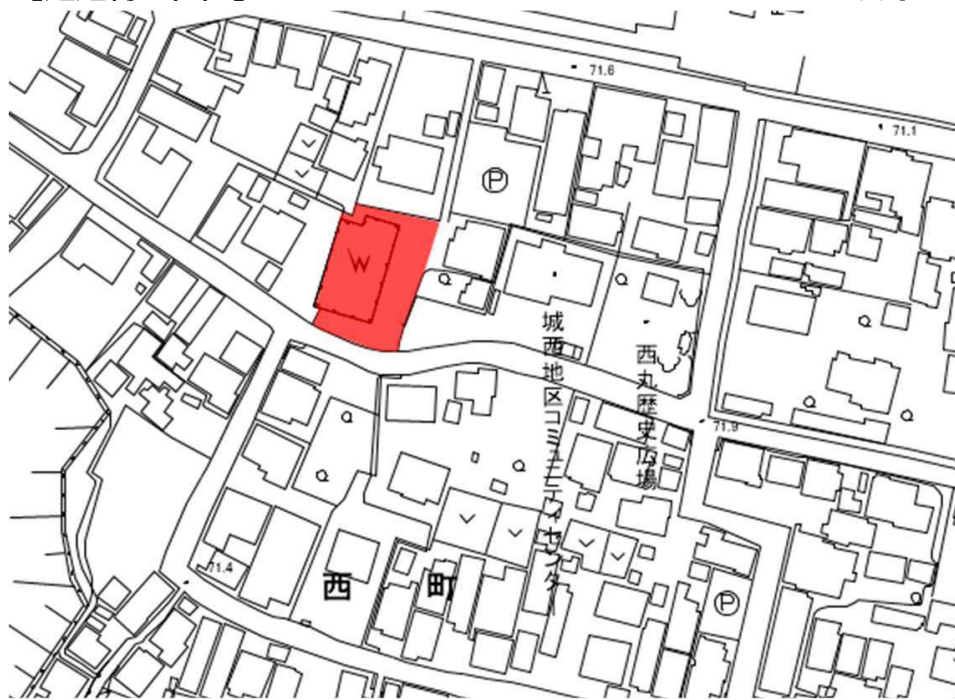
歴史的風致形成建造物

亀山城の本丸、本丸の西側に付属する西出丸の南には内堀を隔てて、上級家臣の屋敷地である西之丸があり、西之丸は四方が水堀で囲われ、町人地と隔てられていた。このうち、北・東側は自然地形の谷を活かしたものであったが、南・西側は本多俊次の修築に際して整備されたもので、正徳年間（1644～1648）に作成されたと見られる『亀山城廻絵図』では「新水堀」と記されている。

亀山城外堀は、亀山城の関連施設の一つであり、東海道と外堀が接する景観上重要な場所であることから、発掘調査結果に基づき復元され、史跡公園として公開されている。

### 【建造物の位置】

西町



### 【建造物の外観】



### ③ 旧佐野家住宅 【指定基準②（歴史的風致形成建造物い指定されている建造物）】

#### 【建造物の概要】

歴史的風致形成建造物

京口門前の東海道に北面して建つ木造2階建の町家である。当地域の街道沿いには稀な入母屋造妻入の民家で、正面中央に玄関を持つ。農家型の平入民家が多い宿場間の街道沿い住宅としては特異な形態を持つ。

過去に専門家による文化財調査を行っており、様式等から明治前期の建築であるとされている。また、文化3年(1806)に描かれた『東海道分間延絵図』にも旧佐野家住宅の位置には妻入建物が描かれていて、妻入建物が引き継がれてきたことがうかがえる。

#### 【建造物の位置】



#### 【建造物の外観】



#### ④ 旅籠「玉屋」 【指定基準①（県・市指定有形文化財建造物・国登録有形文化財建造物等に指定等されている建造物）】

##### 【建造物の概要】

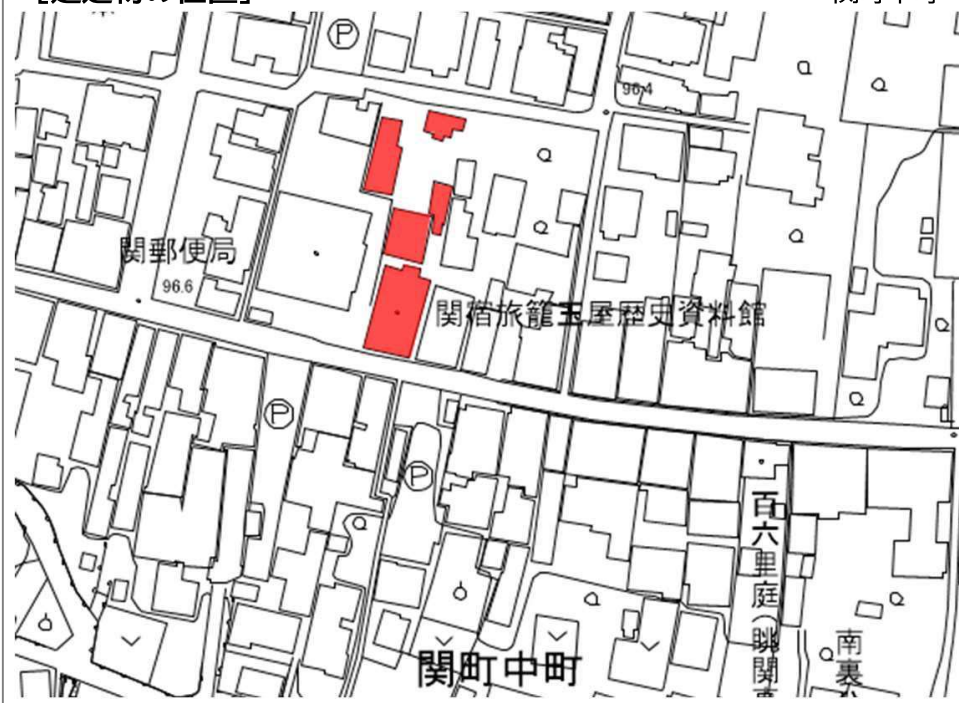
市指定有形文化財建造物

旅籠とは、江戸時代、公用以外の武士や一般庶民が利用した旅の宿であり、玉屋（旧村山家）は、「関で泊まるなら鶴屋か玉屋、まだも泊まるなら会津屋か」と謡われたほどの、関宿を代表する大旅籠のひとつであった。なお、旅籠玉屋の虫籠窓（漆喰で塗籠めた豎格子窓）は、「玉屋」の屋号にちなんで宝珠にかたどられている。

現在は江戸時代の貴重な旅籠建築として修復され、資料館として公開されており、内部には、当時使われていた道具や庶民の旅に係る歴史資料、歌川広重の浮世絵などが展示されている。

##### 【建造物の位置】

関町中町



##### 【建造物の外観】



## ⑤ 旧木村邸 【指定基準②（歴史的風致形成建造物に指定されている建造物）】

### 【建造物の概要】

歴史的風致形成建造物

旧木村邸は、建築年代は新しいものの農村部の建造物で、関宿と農村部の境界に位置している。関宿の周辺地域では総数は多くはないが、旧木村邸のような農村部の建築の系譜を引くと考えられる歴史的建造物が若干残る。

現在は、足湯施設「小萬の湯」に隣接する関宿足湯交流施設として整備・公開され、関宿観光駐車場の利用者の休養・休憩施設として利用されている。

### 【建造物の位置】



### 【建造物の外観】



## ⑥ 鈴鹿馬子唄会館 【指定基準⑤（市民に親しまれ、地域の良好な景観形成の模範となる建造物）】

### 【建造物の概要】

旧関町による「坂下まなびの森構想」の核として平成7年(1995)に開館した。当時は、鈴鹿峠を越える馬子たちの中で歌われた正調鈴鹿馬子唄（市指定無形民俗文化財）の継承拠点として整備されたが、現在はコミュニティセンターとしても活用され、ホールや会議室は音楽発表会などの生涯学習の場としても利用されている。

日本を代表する建築家である坂倉準三が創設した株式会社坂倉建築研究所大阪事務所によって設計され、木材を多用した温かさと美しいシルエットを持つ洗練された建物として、地域で親しまれている。

### 【建造物の位置】

関町沓掛



### 【建造物の外観】



⑦ 鈴鹿峠自然の家 【指定基準①（県・市指定有形文化財建造物・国登録有形文化財建造物等に指定等されている建造物）】

【建造物の概要】

登録有形文化財 歴史的風致形成建造物

昭和13年(1938)に建築された旧坂下尋常高等小学校の校舎である。切妻平入形式の瓦葺で、正面中央の玄関に切妻妻入形式で洋風の意匠を施した車寄が突き出ている。外壁はペンキ塗りの洋風下見板張りである。こうした形式は、関町内に当時建設された小学校建築に共通する外観意匠であった。

校舎は南北2棟に分かれ、中央に中庭をとり、東西に廊下を設けて両棟をつないだ口の字形の平面である。校庭に面した南側建物は中央に玄関をとり、西側には教室1室と職員室・校長室が、東側には教室1室と和室を設け、北側に廊下をとっている。北側建物は講堂と教室2室を設け、北側に廊下をとっている。

昭和54年(1979)に廃校となったが、現在は青少年健全育成施設として亀山市青少年育成市民会議によるサマーキャンプ等に活用されている。

【建造物の位置】

関町沓掛



【建造物の外観】



## ⑧ JR加太駅舎 【指定基準⑤（市民に親しまれ、地域の良好な景観形成の模範となる建造物）】

### 【建造物の概要】

加太駅は、明治29年(1896)9月、加太柘植間の開通により営業を開始した。現在の駅舎は、昭和11年(1936)から続く名駅舎として、にっぽん木造駅舎の旅100選にも選ばれ、昭和40年代のSLブームの際には、関西本線随一の難所「加太越え」に挑む蒸気機関車の雄姿を撮影するため、多くの鉄道ファンが立ち寄ったといわれる。市は西日本旅客鉄道株式会社より建物の無償譲渡を受け、令和4年(2022)4月に、歴史観光資源の情報発信や地域のにぎわい交流の拠点としてリニューアルオープンした。

現在はJR利用者の待合室としてだけでなく、地域活性化の拠点としてコミュニティバスの乗客の待合室、地域のイベント等での集会場など多目的に利用されている。

### 【建造物の位置】



### 【建造物の外観】

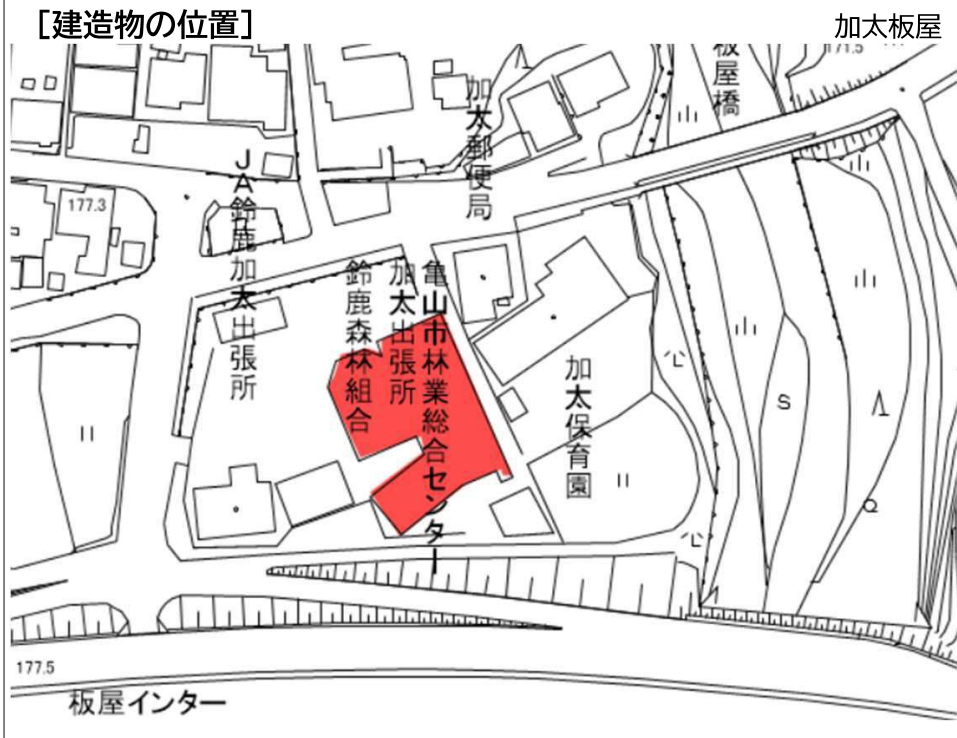


⑨ 亀山市林業総合センター 【指定基準⑤（市民に親しまれ、地域の良い景観形成の模範となる建造物）】

【建造物の概要】

平成10年(1998)旧関町により、関町役場加太支所、鈴鹿森林組合事務所などの合同庁舎として利用されていた加太総合センターの老朽化に伴い、新しく建築された。加太地区は古くから北勢地区随一の林業の盛んな地域であり、この加太林業センターは地場産のヒノキ・スギを使用することで自然豊かな地域との調和を図るとともに、トラス構造により組立てられた二つの正八角形の屋根を持つ存在感のある建物となっている。現在は、亀山市役所関支所加太出張所及び鈴鹿森林組合事務所をはじめ、各種研修室・会議室などを備えた林業振興を担う拠点として、地域住民に親しまれている。

【建造物の位置】



【建造物の外観】



⑩ 明治天皇行在所 【指定基準①（県・市指定有形文化財建造物・国登録有形文化財建造物等に指定等されている建造物）】

【建造物の概要】

市指定有形文化財建造物 歴史的風致形成建造物（候補）

明治天皇は明治13年(1880)三重県下御巡幸の折、7月10日東町藤屋(伊藤市次郎宅、現在の市民協働センター「みらい」所在地)を行在所とされ、10日・11日の両日にわたり名古屋・大阪両鎮台対抗演習を御統監された。この建造物は、この折玉座とされた奥8畳間など行在所の一部が移築保存されたものである。

建物はまず井尻町に移されたが、昭和10(1935)年亀山小学校(現在の亀山西小学校)地内に移築され、昭和14年(1939)県の史跡に指定された。昭和26年(1951)には市指定有形文化財(建造物)となり、昭和32年(1957)旧亀山城多門櫓石垣北側に再移築された。なお、平成23年(2011)旧亀山城多門櫓の石垣修復に伴い、石垣保護のため現在地に移動した。

【建造物の位置】

本丸町



【建造物の外観】



⑪ 大久保神官家棟門 【指定基準①（県・市指定有形文化財建造物・国登録有形文化財建造物等に指定等されている建造物）】

【建造物の概要】

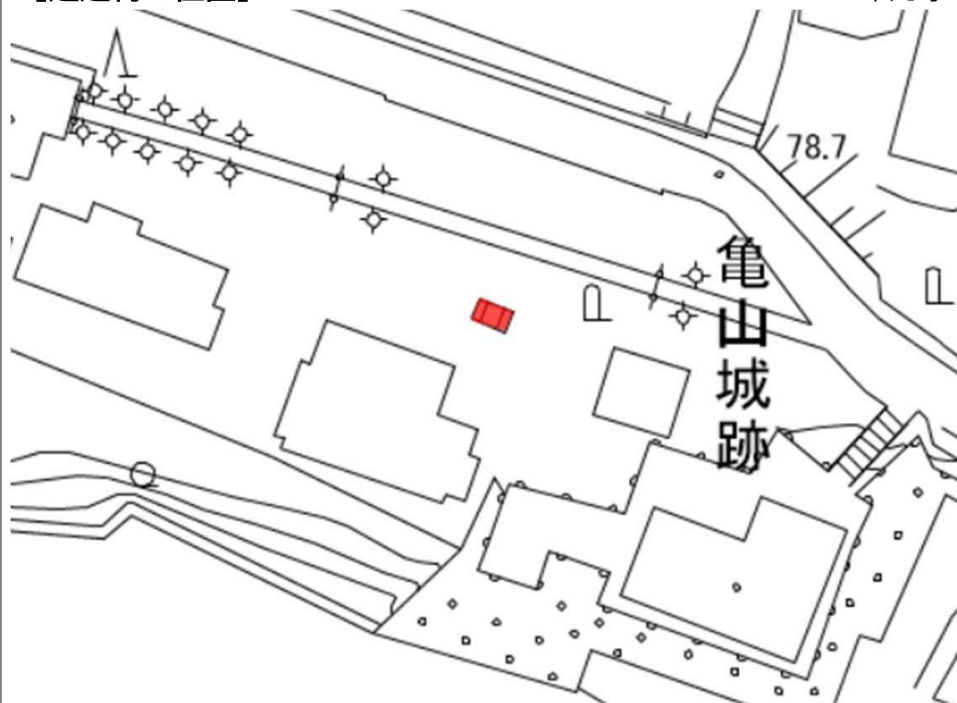
市指定有形文化財建造物 歴史的風致形成建造物

景行天皇が伊勢神宮に御参詣の帰途、倭姫命（やまとひめのみこと）が天照大神を奉戴し、滞在された遺跡「忍山神社」に立ち寄られた。当社の神主であり、後に日本武尊の妃となる弟橘媛の父である忍山宿彌は、神田の稲穂を摘んで天皇に供し「穂積」の姓を賜ったと伝えられる。大久保但馬守は、穂積忍山宿彌の末孫に当たり、忍山神社・能牟良（のむら）神社の神官として明治まで繁栄した。

大久保神官家棟門は、一旦移築されて亀山西小学校の裏門として利用されていたが、昭和30年(1955)亀山神社境内に移築され、現在は「亀山演武場」の門として使用されている。

【建造物の位置】

本丸町



【建造物の外観】

